



こうち 労政情報

雇用労働政策課のホームページにも掲載しています

令和2年度 第1号

(2020年5月末日発行)

「こうち労政情報」では県内の企業の皆さまに労働関連情報をお届けします。

新型コロナウイルス感染症に関する高知県からのお知らせ

【経済影響への主な支援策】

令和2年5月18日現在

申請区分	制度名	概要	支援額	お問合せ先(受付時間)	
個人又は法人	生活・事業継続支援 国税及び地方税の納税猶予	徴収猶予等	無担保・延滞金等なしで納付を1年間猶予 個人：個人住民税、固定資産税、自動車税など 法人：固定資産税、自動車税、法人税、消費税など	安芸県税事務所：0887-34-1161 中央東県税事務所：088-866-8510 中央西県税事務所：088-821-4651 須崎県税事務所：0889-42-2366 幡多県税事務所：0880-35-5972 (平日8:30～17:15) ・各市町村税務課 ・国税局猶予相談センター 電話：087-806-0040 (平日9:00～17:00)	
事業	休業補償	雇用調整助成金	【補助基準額(上限)】 8,330円/1人・日 【助成率】 ・大企業 2/3(解雇等なし3/4) ・中小企業 4/5 (解雇等なし9/10※特例措置の更なる拡充により4/8～最大10/10) 【対象従業員】 ・雇用調整助成金：雇用保険被保険者 ・緊急雇用安定助成金：雇用保険被保険者以外	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 (平日・土日祝日9:00～21:00)	
		緊急雇用安定助成金	雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金は、最寄りのハローワークでも受付		
		小学校休業等対応助成金	【補助基準額(上限)】 8,330円/1人・日 【助成率】 10/10 【対象経費】 有給休暇取得時の賃金相当	小学校休業対応助成金は高知労働局雇用環境・均等室でも受付 電話：088-885-6041 (平日8:30～17:15)	
		小学校休業等対応支援金	就業できなかった日につき 4,100円/日(定額)		
資金繰り	貸付	新型コロナウイルス感染症対応資金	3,000万円 運転・設備10年、うち据置5年以内、利子補給当初3年	高知県商工労働部経営支援課 088-823-9697 (平日・土日祝日8:30～17:15)	
		新型コロナウイルス感染症特別貸付	中小企業事業3億円 国民生活事業6,000万円 運転15年、設備20年うち据置5年以内	日本政策金融公庫 高知支店 (平日9:00～17:00) 国民生活事業 電話：088-822-3191	
		特別利子補給制度	中小企業事業1億円 国民生活事業3,000万円 利子補給当初3年間	中小企業事業 電話：088-875-0281	
	給付	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少した中小企業、フリーランスを含む個人事業者等に対して給付金を支給	法人：200万円以内 個人事業主：100万円以内	持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570 (平日・土日祝日(5月・6月)8:30～19:00)
		その他	高知県休業等要請協力金	1事業者30万円 (県20万円、市町村10万円) 申請期限：6月15日(月)	高知県協力金申請手続相談センター(コールセンター) 電話：088-823-9063 (平日・土日祝日9:00～17:00)

※これ以外の事業主向けの支援策等については、上記支援策を含め、県庁協同組合指導課・水産政策課、高知県木材協会、商工会、商工会議所など、各業態ごとに、それぞれの窓口にお問い合わせください。

※制度拡充がされている場合もありますので、最新情報は、高知県ホームページや厚生労働省、経済産業省などのホームページを確認してください。

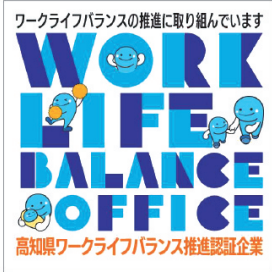
新型コロナウイルス感染予防対策や経済影響対策等に活用するため「高知県新型コロナウイルス感染症対策助け合い寄附金」を創設し、寄附金を募集しています。

【受付及びお問合せ窓口】

高知県会計管理課(資金・国費担当)
電話 088-823-9093(平日8:30～17:15)

R2年4月から、ワークライフバランス推進企業の認証要件を一部緩和しました！

「高知県ワークライフバランス推進企業認証制度」は、平成30年度から5つの部門で認証を行っていますが、令和2年4月から要件を一部緩和、申請書類を一部簡素化しました。平成19年度から始まった「次世代育成支援部門」は226社が認証を受けていますが、「介護支援部門」は11社、「年次有給休暇の取得促進部門」13社、「女性の活躍推進部門」は15社と、まだまだ少数。人材確保・定着に向けて、5部門すべての認証を目指してみませんか？



認証マークも部門別になりました！

③年次有給休暇の取得促進部門

年休を取得しやすい職場環境づくりに取り組む企業を認証。従業員の平均年休取得率70%以上であること等が要件。

①次世代育成支援部門

子育てで支援に取り組む企業を認証。女性なら6ヶ月、男性なら14日以上の育児休業の取得実績があること等が要件。

②介護支援部門

介護と仕事の両立支援に取り組む企業を認証。1ヶ月以上の介護休業の取得実績があること等が要件。

④女性の活躍推進部門

女性がいいきと働く職場環境づくりに取り組む企業を認証。女性の勤続年数や管理職に占める割合などの基準のうち1つ以上を満たすことが要件。

⑤健康経営部門

従業員の健康増進に取り組む企業を認証。感染症予防やコミュニケーション向上等の取り組みのうち2つ以上実施していること等が要件。

新たな部門の認証を追加で受ける場合も、アドバイザーがサポートします！

部門を追加する申請は、随時、県庁雇用労働政策課で受け付けています。また、「高知県ワークライフバランス推進アドバイザー（社会保険労務士）」が、部門追加の申請についても、電話や訪問でアドバイスいたします。サポートを希望される場合は、高知県産業振興センター内高知県働き方改革推進支援センター（TEL：088-846-7087）まで、お気軽にお電話ください。

※アドバイザー訪問の際は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気や距離の確保にご配慮をお願いいたします。



<認証制度についてのお問い合わせ先>

高知県商工労働部 雇用労働政策課

TEL：088-823-9764 FAX：088-823-9277

E-mail:151301@ken.pref.kochi.lg.jp

パワハラ防止措置の義務化について

労務改善 Q&A

Q

パワハラを防止するための措置を講ずることが事業主に義務づけられるとのことですが、どのような取組が求められるのでしょうか。

A

パワハラの予防・解決のための取組が事業主に求められます。

労働施策総合推進法の改正（令和2年6月1日施行。中小事業主は令和4年3月31日までは努力義務）により、パワハラとは、①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより③その雇用する労働者の就業環境が害されることと定義づけられるとともに、パワハラを防止するための措置を講ずることが事業主に義務づけられました。

厚生労働省の「パワーハラスメント対策導入マニュアル」では、パワハラ予防・解決のための7つのポイントが挙げられています。

- ① トップのメッセージ（組織のトップが、職場のパワハラは職場からなくすべきであることを明確に示す。）
- ② ルールを決める（就業規則において、パワハラを禁止や処分に関する規定を設ける。）
- ③ 社内アンケートなどで実態を把握する（従業員アンケートを実施する。）
- ④ 教育をする（管理職研修、従業員研修を実施する。）
- ⑤ 社内での周知・啓蒙（組織のルールや相談窓口について周知する。）
- ⑥ 相談や解決の場を提供する（企業内・外に相談窓口を設置し、職場の対応責任者を決める。）
- ⑦ 再発防止のための取組（行為者に対する再発防止研修を行う。）

パワハラは、従業員の仕事への意欲を低下させ、職場全体の生産性にも悪影響を及ぼす可能性があります。パワハラを防止するための措置を講ずることは、使用者の安全配慮義務の観点だけでなく、生産性の向上や人手不足への対応としても重要です。